

OMEP 日本委員会

OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル 査読・閲読規則

(目的)

第1条 この規則は、「OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル編集委員会規程」第7条に基づき、『OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル』（以下、「本誌」という）への投稿原稿の査読・閲読業務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(査読者・閲読者の構成)

第2条 「OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル編集委員会規程」第5条、及び「OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル編集規則」第7条に基づき、本誌に投稿された研究論文は2名の査読者による審査を受ける。査読者は、研究論文のテーマに応じて、ジャーナル編集委員及び専門協力委員の中から選ばれる。

2. 実践報告は、1名の閲読者による閲読を受ける。
3. その他の論考・資料等の原稿は、ジャーナル編集委員会による閲読を受ける。
4. 閲読者は、投稿論文等のテーマに応じて、ジャーナル編集委員及び専門協力委員の中から選ばれる。
5. 査読・閲読にあたっては、投稿者・査読者・閲読者ともに匿名とする。

(査読・閲読の回数と評価)

第3条 査読者による研究論文の査読は原則として一度のみとし、審査結果の区分は「掲載可」と「掲載不可」のみとする。実践報告、その他の論考・資料等の閲読も、原則として一度のみとし、評価は「掲載可」と「掲載不可」のみとする。

- (1) 「掲載可」とは、そのままあるいは適切な修正を加えることで、本誌の掲載基準を満たすと判断されたことを意味する。
- (2) 「掲載不可」とは、本誌の趣旨に合わないものや、修正を加えたとしても掲載基準を満たさないと判断されたことを意味する。

(投稿原稿の評価の決定)

第4条 研究論文の査読において、2名の査読者の評価が同じ場合は、原則としてその評価をその原稿の評価とする。2名の査読者の評価が分かれた場合は、ジャーナル編集委員会の協議により評価を決定する。審査結果の区分は「掲載可」と「掲載不可」のみとする。

- (1) 原稿が「掲載可」となった場合、著者は審査結果通知書に記載された意見に基づいて改稿を行うものとする。改稿原稿の提出方法については「論文等投稿規則」に定める。
- (2) 原稿が「掲載不可」となった場合でも、実質的に修正された原稿の次年度以降の再投稿は妨げない。

(査読の観点)

第5条 研究論文の査読において、査読者は以下の観点から評価を行い、審査結果報告書により報告する。まず、研究成果の概要、原稿の学術的意義や社会的意義、本誌への掲載の妥当性などについて総評を行う。また、必要に応じて以下の各観点から、具体的な問題点や改稿への示唆・提言を行う。

- (1) タイトルと内容の整合性
- (2) 先行研究の吟味および引用の適切さ
- (3) 研究方法（研究倫理を含む）の適切さ
- (4) 論理展開の明確さ
- (5) 表記や用語使用の適切さ

(閲読の観点)

第6条 実践報告、その他の論考・資料等の閲読は、必要に応じて「査読・閲読規則」の第5条の観点に添って点検を行い、結果を報告する。報告の書式は自由とする。

(改稿原稿の確認)

第7条 改稿された原稿の修正内容の確認は、原則としてジャーナル編集委員会で行う。

(事務処理)

第8条 本誌の査読・閲読に関わる編集事務は、ジャーナル編集委員会で行う。

(改廃)

第9条 本規則の改廃は、ジャーナル編集委員会の議を経て理事会が行う。

附則 本規則は、令和7（2025）年4月1日から施行する。